

11月5日からスタート

住民票とマイナンバーカードに 旧姓の併記が可能に!

法令の改正により、11月5日から住民票、マイナンバーカード(個人番号カード)に旧姓の併記ができるようになります。旧姓併記を希望される方は、役場町民税務課で所定の申請を行ってください。

<申請に必要なもの>

- ・併記したい姓(氏)の記載のある戸籍謄本または抄本等
- ・本人確認書類
- ・マイナンバーカード(個人番号カード) ※お持ちの方



旧姓併記のための請求手続は2段階!

STEP1

旧姓が記載された
戸籍謄本等を用意しましょう

入手方法は3種類!

- ① 本籍地の市区町村に請求
- ② 郵送で取り寄せる
- ③ コンビニで発行(※)



(※) コンビニのマルチコピー機から発行できます。
発行できるのは戸籍謄本等のコンビニ交付に対応している市区町村のみです。
詳しくは「コンビニ交付」のHP
(<https://www.lg-waps.go.jp>)をご確認ください。

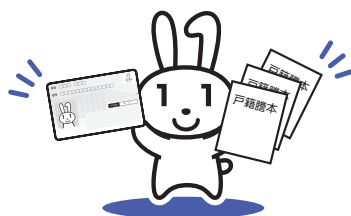


用意ができたなら
提出しよう!



STEP2

用意した戸籍謄本等と一緒に
マイナンバーカード(または通知カード)
を持って現在お住まいの、
市区町村へ行こう!



旧姓併記についての Q&A

Q
旧姓を削除することは
できますか。

A
必要がなくなった場合などには、旧姓を削除することが可能です。
ただし、旧姓を削除した場合には、その後、氏が変更したときに限り、削除後に新たに生じた旧姓の中から1つを選んで再び併記することができます。



Q
住民票の写しの交付を受けるときに、併記されている旧姓を表示しないようにすることはできますか。

A
住民票では、旧姓は氏名と併せて公証されているものであることから、旧姓または氏の方のみを表示することはできません。
旧姓を併記するときは現在の氏と旧姓の両方が必ず表示されるよ!



Q
旧姓併記の請求の際、旧姓を証明する資料として戸籍謄本等が必要とのことですが、住民票等に併記する旧姓が記載されているものが一通あればよいのでしょうか。

A
旧姓を併記したい場合は、当該旧姓の記載されている戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等が必要となります。



詳しくは、お問合せください。 ■ 問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015